○文部科学省告示第九十五号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第一条第一項第四号イの規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年六月二十三日　文部科学大臣　馳　浩

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件（平成二十二年文部科学省告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一各種学校インスチトゥト　エドゥカシオナル　レクレアソンの項の次に次のように加える。

インディア　インターナショナル　スクール　イン　ジャパン	東京都	第十学年から第十二学年までの課程に限る。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十八年四月一日から適用する。

○文部科学省告示第九十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第二十六条第二項及び私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）第一条の規定に基づき、文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件（平成二十年文部科学省告示第百四十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年六月二十三日　文部科学大臣　馳　浩

第一条第二号中「及び第三項」を「、第三項及び第十二項」に改める。

第二条中「日本標準産業分類（平成十九年総務省告示第六百十八号）」を「日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）」に改める。

○厚生労働省告示第二百六十四号

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第百七十五号）附則第三条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令附則第三条の規定に基づき厚生労働大臣が指定する講習（平成二十八年厚生労働省告示第四十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十三日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

「

株式会社エスジーケイ	岐阜県岐阜市福光西一丁目二番十二号	平成十三年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	ＩＣＣ委員会キャリア・コンタント養成講座
株式会社リクルート	東京都中央区銀座八丁目四番十七号	平成十三年四月一日から平成十五年十二月三十一日まで	ＧＣＤＦ－Ｊａｎキャリアカウンセラートレーニングプログラム

表中

株式会社エスジーケイ	岐阜県岐阜市福光西一丁目二番十二号	平成十二年八月一日から平成十五年十二月三十一日まで	ＩＣＣ委員会キャリア・コンタント養成講座
株式会社リクルート	東京都中央区銀座八丁目四番十七号	平成十三年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	ＧＣＤＦ－Ｊａｐａｎキャリアカウンセラートレーニングプログラム

」を

「

株式会社エスジーケイ	岐阜県岐阜市福光西一丁目二番十二号	平成十三年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	ＩＣＣ委員会キャリア・コンタント養成講座
株式会社リクルート	東京都中央区銀座八丁目四番十七号	平成十二年八月一日から平成十五年十二月三十一日まで	ＧＣＤＦ－Ｊａｐａｎキャリアカウンセラートレーニングプログラム

」に改める。

表ピープルスタッフ株式会社の項の次に次のように加える。

財団法人関西生産性本部	大阪府大阪市北区中之島六丁目二番二十七号中之島センタービル二十八階	平成十六年六月二十七日から平成二十三年三月三十一日まで	キャリア・コンサルタント養成講座

表株式会社インテリジェンスＨＩＴＯ総合研究所の項の次に次のように加える。

公益財団法人関西生産性本部	大阪府大阪市北区中之島六丁目二番二十七号中之島センタービル二十八階	平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	キャリア・コンサルタント養成講座

○農林水産省告示第千三百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月二十三日　農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿智村浪合九八八の一六七、九八八の一七〇から九八八の一七二まで、九八八の一七四、九八八の一七七、九八八の一八〇、九八八の一八二、九八八の一八三、九八八の一八五、九八八の二四九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月二十三日　農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山梨県山梨市牧丘町牧平字神子屋敷三一一六（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月二十三日　農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区春野町杉字ガウシキサワ一七七（次の図に示す部分に限る。）、字ハシサワ一七八の一、一七八の二、字キンザサカ一七九（次の図に示す部分に限る。）、一八〇、字スゲノ平一九五・一九六・一九九の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字枕ノ久保一九七（次の図に示す部分に限る。）、一九八